

# 津市保育業務支援サービス無償提供者選定委員会設置要綱

令和7年11月7日訓第62号

(設置)

第1条 保育業務支援サービスを無償提供する事業者の募集に当たり、最優先候補者（以下「候補者」という。）の決定を厳正かつ公正に行うため、津市保育業務支援サービス無償提供者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に対して意見を述べるものとする。

- (1) 事業者選定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、候補者の決定について必要なこと。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

2 委員長には保育こども園課長を、副委員長には保育こども園課教育・保育施設担当副参事をもって充てる。

3 委員には、デジタル改革推進課長、こども政策課長及び学校教育課幼児教育課程担当副参事をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部保育こども園課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この訓は、決裁の日から施行する。